

盛岡市 地域みらい農業人材支援事業 (農業用機械・施設補助)

令和7年度の二次募集を開始します！

補助内容

補助対象経費	補助率	補助上限
農業用機械・施設の購入費	2分の1	認定農業者 20万円
農業用機械・施設の修繕費		その他の農業者 10万円

注1 購入費は、中古（残存耐用年数2年以上）を含みます。

注2 購入費、修繕費は、1件10万円以上の事業を対象とします。

申請前や交付決定前に着手した取組は、補助の対象にできません。

申請期間

令和7年8月1日(金)~8月29日(金)17時まで (必着)

申請方法

盛岡市公式ホームページに掲載される交付申請書に、必要書類を添えて申請してください。

【HPアドレス】

<https://www.city.morioka.iwate.jp/iigyousha/1026070/nogyo/1047993/1047797.html>

【申請・相談先】

盛岡市役所 農林部農政課 経営支援係

〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎

電話番号 019-613-8458

(玉山地域の方は、玉山総合事務所産業振興課でも受付しております。)



交付の要件、スケジュールは裏面をお読みください

交付の要件

※今年度、既に交付決定を受けている方は対象外です。
※詳しくは市HPに掲載される要綱をご確認ください。

1 必須要件

- (1) 補助を受けた翌年度から4年間は農業経営を継続することについて強い意欲を有している方
- (2) 市内に住所を有する個人又は法人
- (3) 市内の農地を10アール以上耕作している方
- (4) 令和6年に農作物の出荷又は販売実績がある方
- (5) 国や県等の支援事業の活用の見込みがない方
- (6) 令和6年の農業所得が次のいずれかに当てはまる方
 - ア 認定農業者で200万円以下
 - イ ア以外で50万円以下
- (7) 親元就農給付金又は経営開始資金の交付を受けていない方
- (8) 市税を滞納していない方

2 加点要件

予算を超える応募があった場合は、加点要件によるポイントが高い方から順に交付を決定します。

- (1) 農業用機械等導入の緊急度
- (2) 条件不利地での営農
- (3) 経営面積
- (4) 本事業の活用頻度
- (5) 新品の購入

交付の流れ

